

評議員会の決議について定款では、「議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う」というルールがあります。

ところが、コロナ禍の影響で急速に進んできたZOOMという通信方法を利用することによって、「リアルな会議」と同時に評議員が実際に会場に存在していなくても出席と認められるのだから、これこそデジタル化の恩恵といえます。

今回、ZOOMによる参加を希望された評議員は、鹿児島県、大阪府と遠方の方々。もし品川まで出張となれば、1時間の評議員会のために1日を費やしてしまいます。自社のデスク上で、1時間で済めば、こんな効率的なことはいないでしょう。

さて、私、これからもどんな波にも打ち勝つ体力をつけるために、「リアルな波乗り」を始めようと思っています。

乞うご期待